

# すまいる割料金あんしんプラス契約

令和5年12月1日実施

大和ガス株式会社

# 目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. 割引制度	1
5. 割引制度の適用除外	2
6. 付帯サービス	2
7. 契約種別の変更	2
8. 契約の解除	2
9. その他	2

## 付 則

1. この約款の実施期日	3
2. この約款の掲示	3

## (別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	4
2. 料金表 1	5
料金表 2	6
3. 当社が指定する警報器	8
4. 精算手数料	8
5. ガス警報器の設置サービス	9
6. 駆けつけサービス	9

## 1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「すまいる割料金あんしんプラス契約」とは、ガス小売供給約款及び本約款に基づきお客さまと当社との間で締結する需給契約をいいます。
- (2) 「付帯サービス」とは、「すまいる割料金あんしんプラス契約」に基づき、当社が、お客さまに対して、ガス供給に合わせて提供する6に規定するサービスをいいます。
- (3) 「電気セット割引」とは、すまいる割料金あんしんプラス契約を締結したお客さまが、すまいる割料金あんしんプラス契約の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結している場合に適用対象となる割引をいいます。

## 2. 適用条件

この選択約款は、お客さまがすまいる割料金あんしんプラス契約を希望された場合に、適用いたします。

## 3. 料金

- (1) 当社は、別表2の料金表1（すまいる割料金あんしんプラス契約A）または料金表2（すまいる割料金あんしんプラス契約B）の各料金表の基本料金、基準単位数料金（ガス小売供給約款23の規定により調整単位数料金を算出した場合は、その調整単位数料金をいいます。）を適用して料金を算定いたします。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。
- (2) 別表2の料金表1または料金表2の適用は、6に規定する付帯サービスにて設置するガス警報器によるものといたします。

## 4. 割引制度

- (1) すまいる割料金あんしんプラス契約の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結しているお客さまは、ご希望により、電気セット割引の適用を受けることができます。この場合、3に定める料金から1カ月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

### イ. 電気セット割引

割引額＝3に定める料金×2パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1カ月につき2,200円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は2,200円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申込みいただけます。

## 5. 割引制度の適用除外

お客さまは、当社との電気の需給契約終了後にすまいる割料金あんしんプラス契約を解約される場合、すみやかに当社に通知していただきます。電気セット割引の適用は、当社が電気の需給契約終了の通知を受けた直後の検針日までといたします。なお、電気の需給契約終了後、最初の検針日の翌日以降も電気セット割引が適用されていた場合、電気セット割引の適用は電気の需給契約の終了が明らかになった直後の検針日までとするとともに、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌日まで遡って割引の適用されていない料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 6. 付帯サービス

当社は、お客さまに対して、ガス供給と合わせて、以下の付帯サービスを提供いたします。

### ①ガス警報器の設置サービス

お客さまは、需給契約の期間中、別表3の当社が指定する警報器の中からお希望される型式のガス警報器をご利用いただけます。また、需給契約の期間中に、有効期限をむかえるガス警報器については、お客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。なお、ガス警報器は、需給契約に基づく需要場所に設置いたします。サービスの内容等は、別表5のとおりといたします。

### ②駆けつけサービス

当社は、需給契約に基づく需給場所のうち住宅におけるガス機器修理の一次対応費用を無料で行います。サービス内容等は、別表6のとおりといたします。

## 7. 契約種別の変更

- (1) この選択約款に基づく需給契約から、付帯サービスが付帯しない別の需給契約に契約種別を変更する場合、お客さまからの契約種別変更の申し出を当社が受領した日の翌月の定例検針日を変更日とし、変更後の契約種別の料金適用期間は、変更日の翌日といたします。ただし、お客さまから変更日の指定がある場合は、この限りではありません。
- (2) この選択約款に基づく需給契約の料金適用開始日が属する月から2年以内の月に、上記の契約種別変更をおこなった場合は、当社は、別表4に定める精算手数料を申し受けます。

## 8. 契約の解除

- (1) お客さまは、ガス小売供給約款10に基づき、あらかじめ当社に通知することにより需給契約を解約することができます。また、お客さまがガス小売供給約款10または別表5.9にかかげる事由に該当する場合には、当社から需給契約を解約することがあります。
- (2) この選択約款に基づく需給契約の料金適用開始日が属する月から2年以内の月に、需給契約が解約となる場合、当社は、別表4に定める精算手数料を申し受けます。ただし、転宅や閉栓により需給契約を締結する場所でのガスの供給を終了する場合を除きます。

## 9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## **付則**

### **1. この約款の実施期日**

この選択約款は、令和5年12月1日から実施いたします。

### **2. この約款の掲示**

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後のすまいる割料金あんしんプラス契約の内容及びその効力発生時期を周知します。

## (別表1)

### 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款の23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用

いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

## (別表2)

### 料金表1 (すまいる割料金あんしんプラスA契約)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたしま

す。

料金表E 使用量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,541.11円
------------------	-----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	184.42円
------------	---------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,663.33円
------------------	-----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	178.32円
------------	---------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当た

りの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 7 5 5. 0 0 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 6. 4 8 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 9 0 7. 7 7 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 4. 9 5 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表E (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	5, 6 5 5. 9 3 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 6. 2 1 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

**料金表 2 (すまいる割料金あんしんプラスB契約)**

(1) 適用区分

料金表F 使用量が 0 立方メートルから 2 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G 使用量が 2 0 立方メートルを超え、5 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。



料金表H 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表I 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたしま  
す。

料金表J 使用量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表F (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,461.11円
------------------	-----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	184.42円
------------	---------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当  
りの単位料金といたします。

(3) 料金表G (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,583.33円
------------------	-----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	178.32円
------------	---------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当  
りの単位料金といたします。

(4) 料金表H (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,675.00円
------------------	-----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	176.48円
------------	---------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款23の規定により算定した1立方メートル当  
りの単位料金といたします。

(5) 料金表I (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 8 2 7. 7 7 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 4. 9 5 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表 J (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	5, 5 7 5. 9 3 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 6. 2 1 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表 3)

**当社が指定する警報器**

ガス警報器の設置サービスで取り付けるガス警報器は、以下のとおりといたします。

すまいる割料金あんしんプラス契約 A を適用する場合	新コスモス電機株式会社製のガス警報器 型式：XW-725S、XW-715S、XW-815S、MC-325S  矢崎エナジーシステム株式会社製のガス警報器 型式：YP-774
すまいる割料金あんしんプラス契約 B を適用する場合	新コスモス電機株式会社製のガス警報器 型式：XW-725、XW-125G、XW-225G、MC-325  矢崎エナジーシステム株式会社製のガス警報器 型式：YP-756F、YP-764F

(別表 4)

**精算手数料**

この選択約款に基づく需給契約の変更または解約があった場合において、この選択約款 7 または 8

の定めにより当社が申し受ける精算手数料は以下のとおりといたします。

料金の適用開始月から2年以内の場合	5,500円(税込)
-------------------	------------

#### (別表5)

##### ガス警報器の設置サービス

1. 当社は、この選択約款に基づく需給契約の成立後、速やかにガス警報器を設置いたします。
2. ガス警報器の設置については需給契約に基づく需要場所につき、1台に限り設置できるものといたします。
3. 需給契約の期間中、設置したガス警報器が正常に作動しない場合は、無償で修理交換いたします。ただし、メーカー保証書記載の免責事項に該当する場合は、この限りではなく、警報器の作動等に関する当社のお客様に対する責任は、メーカー保証書の範囲に限定されるものといたします。
4. ガス警報器の有効期限は、メーカー保証書またはガス警報器本体に記載のとおりとします。
5. 需給契約の期間中に有効期限をむかえるガス警報器については、お客さまの立会いのもと有効期限内のガス警報器に交換いたします。
6. ガス警報器の設置位置をお客さま自身で変更することは、絶対におやめください。設置位置変更をご希望されるときは、当社までご連絡ください。この場合、有料で位置を変更いたします。
7. 設置するガス警報器は当社に所有権があります。従って第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害するおそれのある行為はお断りします。
8. 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権が害されるおそれがある場合には、直ちに当社に連絡するとともに、ガス警報器は当社の所有物であることを主張して第三者の行為を排除していただきます。
9. 需給契約の期間中に、お客さまに次の1つにでも該当する事由が生じたときは、当社は需給契約を解約させていただく場合があります。
  - (1) ガス警報器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。
  - (2) 上記6～8までの定め違反したとき。
  - (3) 設置するガス警報器の電源方式または検知機能の変更にもないガス警報器の交換を実施したとき。
10. お客さまの転宅等により需給契約が解約となった場合、ガス警報器は原則として当社にて回収させていただくこととし、お客さまは回収に協力するものとします。なお、お客さまのご承諾を得た上で、回収を行わない場合があります。
11. 当社は、本サービスに関する業務を円滑に進めるため、業務を委託する場合があります。

#### (別表6)

##### 駆けつけサービス

1. 本サービスのご利用開始時期は、この選択約款に基づく需給契約の締結時からとし、その日以降本サービスをご利用いただけます。
2. 本サービスのご利用終了時期は、需給契約が解約となった日までといたします。
3. 当社は、需給契約に基づく需給場所のうちお客さまの住宅における給湯器・コンロ等ガス機器の修

理にかかる一次対応費用を無料で行います。ただし、その住宅が賃貸住宅の場合は、お客さまの持ち物のみを本サービスの対象とします。

4. 本サービスで無料となる一次対応費用および簡易作業の範囲は次のとおりとします。

<一次対応の対象範囲について>

出張費	車両等でお客様宅に訪問する費用
故障修理診断	不具合事象を特定するための費用
修理費見積り手数料	修理実施時の費用見積り手数料
簡易手直し作業料	各種機器の簡易作業の費用 ※下表のとおり

<簡易作業の範囲について>

給湯器修理	使用説明
コンロ修理	使用説明および電池交換作業（電池代は別途有償） バーナートップの位置直し
その他ガス機器修理	使用説明

5. 本サービスにおいて故障の修理等の対応を完了した後に、当該対応を希望された原因事象の再発等の合理的な理由がないにもかかわらず、再度、同サービスの提供を依頼される場合など、当社が対応できないと判断するものについては、本サービスの提供をお断りする場合があります。

6. 本サービスの提供時にお客さまのご要望に応じて、当社より機器・設備の交換をご提案させていただく場合があります。

7. 地域、時間帯、作業内容によっては、お客さまの承諾を得た上で、メーカー修理を手配する場合があります。その際の一次対応費用は有償となります。